

限府豪商の気概 書き継がれた『嶋屋日記』

『嶋屋日記』は、限府町の豪商、志満屋市兵衛・横屋九兵衛（宗伝次）・岡山仙助・宗文五郎・中嶋真親ら五人によって、寛文十二（一六七二）年～文久二（一八六二）年の一九〇年間にわたって自主的に書き継がれた日記です。個人的なものから公的・半公的のものまで、多種多様な記事がいつぱい詰まっています。

『嶋屋日記』は、江戸期の菊池地方を知る上で第一級の地方文書であるばかりでなく、その書き継ぎ方や書かれた期間の長さでも、全国的に類のない貴重な古文書です。もともと本気で、『嶋屋日記』の歴史的な価値と意義を検証することが大切です。

これらの豪商たちの祖先は、菊池氏家臣の後裔七家と守護町「限府」の豪商十三家の家柄で、菊池氏の没落後は、限府町に定住し、在町経営の中心的存在でした。また加藤清正や歴代の細川藩主たちは、元禄・宝永（一六八八～一七一〇）の間、限府町奉行を置き、菊池氏の城下町として一目置いた扱いをしました。

そのような中であって、限府町の豪商たちは、『嶋屋日記』を書き継ぐことで、菊池氏家臣の末裔として、限府町を見守っていく気



『嶋屋日記』（菊池市教育委員会蔵）

文教菊池の人々（江戸期の人物篇）

概と意思と責任を表明しました。「生まれながらにして五位」の気位の高さは、その自信と誇りの表れであったのかもしれない。

天保十一（一八四〇）年、会津藩の橋詰（爪）介三郎は、横井小楠とともに限府を訪れ、その時の感想を、水戸藩の藤田東湖に肥の菊池の民、今に元弘・建武の事を慕ひ、田夫、野老といへども、猶ほ慨然として之を語る。人心に固結するの深き、実に感愴に堪へず」（『見聞偶筆』）と語っていました。

私たちは、この文の中に、限府の豪商たちが、菊池氏の遺民として、『嶋屋日記』を書き継いだ本来の理由、高い気位を持ち続けた根拠などを解く鍵を見つけ出すことができそうです。

（文責）社会教育指導員 堤 克彦

人権同和教育シリーズ 38

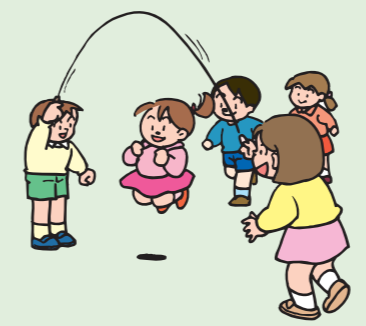
水平社宣言文を読んで

河原小 高橋美里
（平成19年度卒）

わたしは、水平社宣言文を読んで一番心に残ったことは二つありました。一つ目は、今こそ私たちがすべての人間を尊敬し、差別をなくそうとしなければならぬという所です。それは、わたしは、友達の悪い所ばかり見えて、いい所は見えてなかったから、この宣言文を読んだから人を尊敬していいことと思つたからです。それに、みんなが人を尊敬し、差別がなくなるといういなあと思つたからです。

もう一つ心に残ったことは、「人の世に熱あれ人間に光あれ」ということです。「人の世に熱あれ」というところは、差別をなくす情熱という意味で、差別をなくそうという勇気が伝わったからです。「人間に光あれ」というところは、みんなが輝こうという意味で、わたしはあまり人にいろんなことをはつきり伝えていませんでした。これから人にいろんなことを伝えて、みんな、輝こうと思つたからです。他にもたくさんいい宣言文がありました。

わたしは、この水平社宣言文



を読んで、わたしも宣言文を作ってみました。それは「差別をなくし、自分の力でやりとげたい」というものです。わたしは、自分のことは、自分でやつてなかつたので、これから、自分のことは自分でやると思つたからです。わたしは前までは、今は、差別がないと思つていました。でも、まだ差別はあつています。差別されて苦しんでいる人たちがいるので、絶対に差別は、許せません。もし、差別をしている人たちがいたら、注意をしていきたいです。自分から差別をなくそうとみんなに呼びかけていきたいです。そして、たくさん差別がなくなつてほしいと思います。わたしも差別をしないようにしていきたいです。

「菊池市の文化財」を 発行しました

平成12年度に旧菊池市で発行され、好評により売り切れていましたが、今回、掲載の範囲を新市全域に広げ、新たに発行することができました。郷土の歴史を学ぶための資料として手元に一冊お持ちください。

●一冊 500円
問い合わせ先 生涯学習課文化振興係（中央公民館内）



夢美術館情報

問い合わせ先 ☎(23)1155

- 絵手紙展 期間：7月9日（水）まで
- 中熊信義個展 期間：7月12日（土）～7月21日（祝）
- かな書道展 期間：7月25日（金）～7月31日（木）

※7月22日（火）は休館日

土地利用

シリーズ都市計画④

前回、都市計画区域に指定された場合の規制や効果の説明を行いました。今回は、土地利用の中でも、用途地域を少し詳しく説明します。

都市計画法では都市計画区域内で、市街化区域・市街化調整区域を定め、土地の開発行為を規制したり、用途地域などの地域地区を定め、建築物の用途、高さなどの規制を行い、各都市の特性、発展動向に応じた目標達成への誘導を行います。

すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

※菊池市は市街化区域、市街化調整区域の指定のない、非線引きの都市計画区域です。

地域地区

用途地域をはじめとして特別用途地区、高度利用地区、防火地域および準防火地域、風致地区など、適正な制限のもとに土地の合理的計画的な利用を図るために定める地域を言います。

おしらせ

菊池市では、菊池都市計画区域の次の区域が用途地域の指定を行っています



○用途地域の種類

住居系の地域	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。
	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの店舗などが建てられます。
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの店舗などが建てられます。
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの店舗や事務所など必要な便利施設が建てられます。
	第一種住居地域	住宅の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。
	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどが建てられます。
商業系の地域	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
	近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅の他に小規模の工場も建てられます。
	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
	準工業地域	主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられます。
工業系の地域	工業地域	主として工場の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店舗は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
	工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

○菊池市の用途地域の建ぺい、容積率、高さによる制限

用途地域の種類	建ぺい率	容積率	高さ制限
第一種低層住居専用地域	40%	80%	12 m
第二種低層住居専用地域	50%	100%	12 m
第一種中高層住居専用地域	60%	200%	-
第一種住居地域	60%	200%	-
第二種住居地域	60%	200%	-
近隣商業地域	80%	300%	-
商業地域	80%	400%	-
準工業地域	60%	200%	-
工業地域	60%	200%	-

容積率と建ぺい率の考え方

建ぺい率(%) = $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$

(下の図の場合) $\frac{B}{A} \times 100$

容積率(%) = $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$

(下の図の場合) $\frac{B+C}{A} \times 100$

A=敷地面積
B=1階床面積(建築面積)
C=2階床面積

